

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

非上場株式等についての 贈与税 相続税 の納税猶予の免除届出書（死亡免除）

入 力	確 認
※	※

平成 年 月 日

税務署長 殿

平成 年 月 日に 贈与者 受贈者 相続人等 (氏名)

(住所:) が死亡し、租税特別措置法 第70条の7第16項 贈与税 相続税 を免除されたいので届け出ます。
 第70条の7の2第16項第1号の規定により次の 贈与税 相続税
 第70条の7の4第12項

届出者
〒

住所 氏名 贈与者 受贈者との続柄 相続人等

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

1 特例(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)

の 贈与を受けた 年月日 平成 年 月 日
 の 相続(遺贈)があった

2 死亡日における猶予中 贈与税 額 円
 相続税

3 免除を受ける 贈与税 額 円
 相続税

4 死亡日において有する非上場株式等の数又は金額 株(口・円)

5 贈与者 被相続人 の住所 氏名

6 死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日(注)の翌日から死亡日までの間に経営承継者につき納税の猶予に係る 期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】 死亡日における認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる書類

- 1 定款の写し
- 2 登記事項証明書(死亡日以後に作成されたものに限りです。)
- 3 株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(認定(贈与・相続)承継会社が証明したものに限りです。)
- 4 死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日(注)の翌日から死亡日までの間に終了する各事業年度の認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書
- 5 認定(贈与・相続)承継会社の従業員数証明書(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「円滑化法」といいます。)施行規則第1条第6項に規定する従業員数証明書をいいます。)
- 6 死亡日が経営贈与承継期間内である場合には、円滑化法施行規則第12条第13項の確認書の写し及び同条第6項又は第12項の報告書の写し、死亡日が経営(相続)承継期間内である場合には、同規則第12条第13項の確認書の写し及び同条第8項の報告書の写し
- 7 死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日(注)の翌日から死亡日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し
- 8 死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日(注)の翌日から死亡日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の3の書類も併せて提出してください。

※ 印欄は記入しないでください。

関与税理士	電話番号
-------	------

(裏)

1 届出書を提出する人

贈与者、経営承継受贈者及び経営承継相続人等が死亡したときには、その死亡した人の相続人(包括受遺者を含みます。)はこの届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、死亡した日から6か月以内に提出する必要があります。

2 記載方法等

- (1) 標題の「^{第70条の7第16項}贈与税^{贈与者}相続税^{受贈者}」や本文の「^{第70条の7の2第16項第1号}第70条の7の2第16項第1号^{第70条の7の4第12項}」などの箇所については、該当相続人等

する部分以外の文字を横線で抹消してください。

- (2) 本文の「平成 年 月 日に受贈者(氏名) (住所)」欄には、死亡年月日と住所、氏名相続人等を記載してください。

- (3) 「受贈者との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。
相続人等

- (4) 「認定(贈与・相続)承継会社」は、租税特別措置法第70条の7第2項第1号、租税特別措置法第70条の7の2第2項第1号及び租税特別措置法第70条の7の4第2項第1号に定める会社をいいます。
- (5) 「贈与者」とは、租税特別措置法第70条の7第1項に定める「贈与者」をいいます。
- (6) 「受贈者」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第3号に定める「経営承継受贈者」をいいます。
- (7) 「相続人等」とは、租税特別措置法第70条の7の2第2項第3号に定める「経営承継相続人等」及び租税特別措置法第70条の7の4第2項第3号に定める「経営相続承継受贈者」をいいます。
- (8) 「経営承継者」とは、
イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

- ### 3 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次の書類も併せて提出してください。なお、経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には、次の②のニに掲げる書類の提出は不要です。

(提出書類)

- ① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し
- ② 次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。)
 - イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる直前における合併承継会社及び合併により消滅する会社(認定(贈与・相続)承継会社を除きます。)又は交換等承継会社の従業員数証明書
 - ロ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書
 - ハ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社のすべての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限りません。)
 - ニ 合併又は株式交換等に係る円滑化法施行規則第12条第13項の確認書の写し及び同条第9項又は第10項の報告書の写し

(注) 経営承継者等が贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過する日までの間に死亡した場合には、表面の「死亡等の直前の経営(贈与・相続)報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。